KANSAI 統合型リゾート研究会 中間報告

昨年12月、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(以下、「IR推進法」という。)が成立し、我が国でもカジノを含む統合型リゾート施設の設置への道が開かれた。同法において1年以内を目途として関係法を整備する旨規定されていることから、国は特定複合観光施設区域整備推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置し具体的な議論を進めている。

併せて、地方でもいくつかの自治体がこの統合型リゾート施設の 誘致に名乗りを上げ、推進会議での議論を見ながら検討が進められ ている。

統合型リゾートの影響については、カジノやMICE施設の集客が生む経済効果のメリットと、ギャンブル依存症や青少年健全育成への影響などのデメリットの両面があり、大都市型のカジノは集客面で有利だが影響が広範囲に及ぶなど、立地する場所により影響の範囲が変わることを見据えて議論する必要がある。また、関西は一体的な地域に約2千万の人口があり、その影響に関しては、ラスベガスやシンガポールの先例は、必ずしも参考にならないことも考慮すべきである。

KANSAI 統合型リゾート研究会(以下、「研究会」という。)では、このように広域的に影響が及ぶ統合型リゾートについて、広域自治体である関西広域連合としてどのように関わっていくべきかを議論してきたところであり、関西広域連合として国に提言を行う時期を考慮し、現時点の議論状況について下記の通り中間報告する。

記

1 はじめに

I R推進法の成立後、関西でも大阪府市や和歌山県が誘致に名乗りを上げていることから、研究会では、関西広域連合の域内に I R推進法に定める特定複合観光施設(以下、「I R施設」という。)ができる可能性が高いということを前提にするとともに、関西全体の

利益の追求という大局的見地から議論を行った。

また、議論にあたっては、IR施設のメリット、デメリットを踏まえたうえで、「IR施設そのものがどうあるべきなのか」ということと、「IR施設の周辺でどのような環境整備を行っていくべきか」ということに分けて議論を進めた。

2 IR施設について

【地域の特性、創意工夫を活かした多様なIRの実現】

推進会議では、IR施設について、カジノや国際会議場等IR施設に必要とされる施設の地理的一体性や当初の区域数の上限の設定、IR施設の事業計画の申請主体を都道府県及び政令指定都市とすること、などの方向で議論が進められているところである。地理的一体性の考え方は、国際競争の確保の観点から当然必要であるが、関西では、地方創生の観点から、大都市型や地方都市型など、自治体の人口規模や特徴を活かし、地域経済活性化の核としての様々な創意工夫を凝らしていること、関西広域連合で広域見地からの議論が進められていることも考慮すべきである。このような地方の創意工夫は、我が国のIR施設の多様性を高め、日本のIR施設全体としての魅力向上に資すると考えられる。

以上のことから、地方の創意工夫が最大限に発揮できるよう、IR施設の規模や立地、ゲーム内容についてはできるだけ柔軟な基準とすべきであるとともに、区域認定についても、IR施設の立地が大都市のみとなることがないようにすべきである。

【デメリットとして懸念されている問題への対応】

IR施設、特にカジノのデメリットとして、ギャンブル依存症の助長、青少年健全育成への影響、暴力団等不当な勢力の介入などの治安悪化などが懸念されている。

ギャンブル依存症については、治療が困難なため予防が極めて重要であることから、入場制限などIR施設そのもので予防的措置を講じる必要がある。具体的には推進会議でも議論されている、依存症のリスクのある方の入場の規制、過度な広告の規制、IR施設内や施設周辺での資金貸付の制限等は当然のこととして、例えば、独自の提案により日本人の入場を完全に禁止とするなど、国が定めるよりさらに厳しい規制を地方の実情に応じて導入できる制度とする

ことが、予防の観点からも望ましいものと考える。

入場規制については、青少年の健全育成に悪影響を与えないという観点からも、年齢による入場制限も併せて導入すべきである。

なお、これらの入場制限等を導入するにあたって、推進会議では 本人確認のためのマイナンバーカードの使用が検討されているが、 個人情報の保護についても十分な議論が必要である。

治安について、現在47都道府県全てで暴力団排除条例が制定され、暴力団等の反社会的な勢力による不当な行為の防止に取り組んでいる中で、IR施設に設置されるカジノが暴力団等反社会的な勢力の新たな資金源となることは、あってはならないことであり、関与を完全に排除する厳格な参入規制が必要である。

また、カジノが犯罪等により不当に得られた資金のマネーロンダリングに利用されることも懸念されるところであり、厳格な資金管理をIR事業者に義務づけるとともに、国による監督体制の構築が必要である。

3 I R施設以外の環境整備

【IR施設と周辺地域との連携の推進】

カジノやMICEなど、強力な集客機能を持つIRは、県域よりも広い広域的な地域の観光の核となる施設であり、集客効果を広域的な観光につなげて波及させるとともに、周辺観光資源も含めた一体的PRによりIR施設の魅力向上につなげるなど、広域的な連携が不可欠である。国の推進会議でも、IR施設内に「日本国内の旅行を提案・アレンジする施設」を設置し、各地へ観光客を送り出す機能を付与することが議論されていることに加え、広域連合としても観光・文化振興計画に、MICEにおけるアフターコンベンションでの連携などを掲げている中で、IR施設を核とした観光連携をどのように進めていくのかを検討する必要がある。また、連携を進めるためには、IR施設と周辺の観光資源、特に関西広域連合でも取り組む広域観光周遊ルートとを結ぶ高速道路や鉄道、これらと接続する二次交通など、交通網の整備が不可欠であり、国と地方公共団体が連携して整備を進めていく必要がある。

【依存症対策】

I R 推進法の制定を受け、厚生労働省が平成28年12月に「依

存症対策推進本部」を設置し、平成29年度は予算を大幅に増額するなどギャンブル依存症を含めた依存症対策が先行して強化されたところであるが、国の予備調査では、既にパチンコ等を原因とするギャンブル依存症が相当数存在すると推計され、直面する大きな課題となっている。従来からギャンブル依存症などの精神保健分野については、精神保健福祉センター等を中心として、地方自治体が努力してきた分野であり、地方が主導して相談や治療体制を一層強化するとともに、国と連携し、相談・治療に当たる専門人材の育成を進めるべきである。また、カジノの立地に伴い、外国人の依存症患者が流入する可能性もあることから、外国人への対応もあわせて考慮する必要がある。

(依存症対策についての付記)

統合型リゾートとは直接的に関係があるわけではないが、ギャンブル依存症は、既存の公営ギャンブル等に起因するものへの対策も喫緊の課題であり、IR施設に導入される予防措置としての入場制限や広報規制、貸付規制などは既存の公営ギャンブルでも同様の取り扱いを検討すべき。

また、依存症は、ギャンブルのみでははく、アルコール、薬物等を原因とするものも深刻であり、これらも含めた総合的な対策を図る必要がある。

【青少年健全育成への配慮】

我が国には公営ギャンブルやパチンコなどが身近にあり、カジノの立地に関係なく、子ども達がギャンブルを認識する機会が多い社会となっている。このような中で、成長の過程でギャンブルに関する適切な知識を身に着けることは、将来多重債務や依存症に陥いることなく健全な生活を送っていくためにも重要である。そこで、カジノの解禁を契機に学習指導要領にギャンブルのリスク教育を位置づけ、学校教育の中で、ギャンブルに起因する様々な問題を予防する知識について教育する仕組みを構築することが求められる。

(SNSなどから発信される情報を正しく判断する能力について)

ギャンブルに関することに限らず、SNSなどにより個人から発信される情報から、青少年が悪影響を受けることも考えられる。IR施設の立地後、カジノに関する情報発信も増えると考えられることから、情報を正しく判断する能力について、一層の教育を進める必要がある。

【治安対策等】

I R施設の設置に伴い外国人が増加し、周辺地域での外国人犯罪

や、犯罪に至らないまでも小さなトラブルなどが増加することが懸念され、警察官の業務が増加することが考えられる。さらには、外国人犯罪の防止には入国時の審査など水際対策が重要であり、入国管理当局の役割も重要性が増す。そこで、IRを国及び地方の総合的な治安対策の中でしっかりと位置づけるとともに、総合的な対策として、都道府県警察及び広域調整を担う管区警察局の体制を強化し、都道府県警察間の一層の連携を図る必要がある。また、入国管理局、関税局などについても体制の強化が必要である。

4 I Rからの納付金等を活用した地域振興

IR推進法第12条、13条では、IR事業者からの納付金及びカジノの入場料の徴収について規定されている。この納付金等については、IR推進の体制整備を図っていく貴重な財源であり、ギャンブル依存症対策や治安対策などに活用していくのは当然として、IR施設の価値を高めていくことにも積極的に活用していくべきである。例えば、各地の観光DMOの活動に支援すれば周辺地域の観光資源の魅力が高まり、間接的にIR施設の価値を高めることになるし、文化振興に投資すれば、IR施設内でのエンターテイメントのコンテンツが充実することにつながる。

また、依存症対策から観光、文化振興に至るまで、国のみで実施できるものではなく、地方自治体も含め、我が国全体でこの貴重な財源を活用する仕組みづくりを図るべきである。